景観計画
重点区域における
景観形成基準

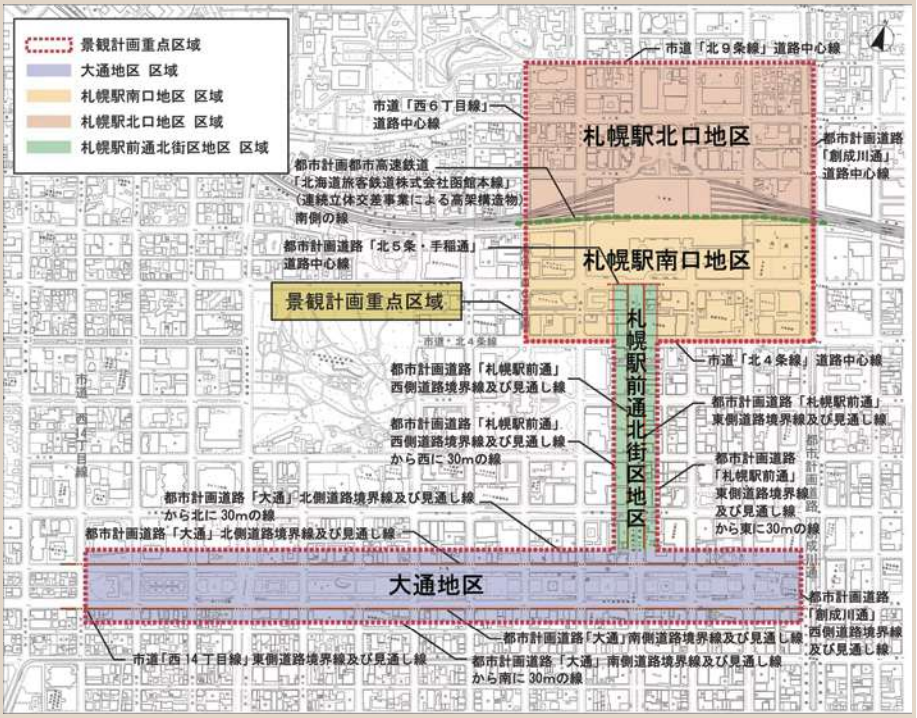

本市では、シンボル的な景観を形成している「大通地区」、明治13年に鉄道が開通して以来、アカシアやハルニレの並木が四季を彩る停車場通りとして市民に親しまれてきた「札幌駅前通北街区地区」、JR札幌駅と駅前広場を中心とした本市の玄関口となっている「札幌駅南口地区」と「札幌駅北口地区」の4地区を、「景観計画重点区域」に指定し、都心の顔づくりを行っています。

大通地区

景観形成方針

1. みどりにあふれた、連続性のある街並み
2. 四季の彩りを生かした、美しい街並み
3. 都市形成の歴史と遺産を生かした、文化性豊かな街並み
4. 市民に親しまれる、開放的でにぎわいのある街並み

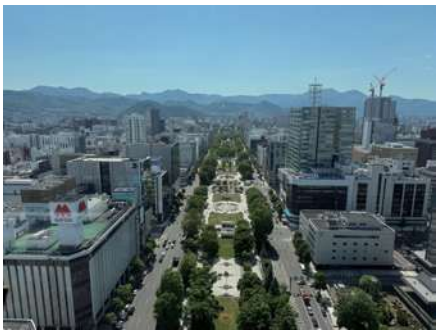

法に基づく景観形成基準

●建築物等の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更
●土地の形質の変更 ●樹木の伐採又は植栽

建築物	位置	●建築物の壁面は、道路境界から後退させるとともに、その後退部分は、歩道と一体感をもったデザイン化や緑化等をすることにより、憩いとうるおいのあるオープンスペースを確保するよう努める。 ●壁面後退は、低層部分では3メートル以上とするよう努めるとともに、1階部分のみ後退させる場合の軒高は、3メートル以上とする。※運用基準(P67)参照 【景観形成基準の説明】 ・敷地いっぱいの大きな壁は、歩行者に圧迫感や威圧感を与えます。道路境界から壁面を後退させてオープンスペースを確保し、ゆとりのある空間をつくりましょう。オープンスペースは、歩道と一体感のあるデザインとし、緑化に努めましょう。 ・壁面後退の距離は、低層部分では3メートル以上とするように努めましょう。また、1階部分の壁面のみを後退させる場合には、軒の高さを3メートル以上とし、歩道と敷地内には段差をつけないようにしましょう。
	規模	●小規模な敷地に計画する建築物は、隣接する建築物等との共同化を図るよう努める。※運用基準(P67)参照 【景観形成基準の説明】 ・建物の共同化を図り、廊下・機械室・駐車場などを共有することによって、機能面で効率的な活用ができるとともに、敷地内にまとまった空地が生まれ、大通にゆとりのある空間をつくることができます。建物の共同化や公開的な空地の確保にあたっては、建築制限の緩和や事業の支援など、市街地環境の整備改善を促進するための制度がありますので、有効に活用してください。
	形態	●1階部分には、ショーウィンドウ・カフェテラス・レストラン等のサービス施設を配置するなど、歩行者に快適さを与えるよう努めるとともに、休日や夜間の景観にも配慮する。 ●シャッターを配置する場合には、ショーウィンドウの内側に設置するか、又はグリルシャッターを使用するよう努める。 ●車の出入口は、やむを得ない場合を除き、公園に面して設置しない。 【景観形成基準の説明】 ・おしゃれな外観、品のよいウィンドウディスプレイは、人の心をひきつけます。大通にふさわしい用途の建築物の企画や意匠の工夫が必要です。1階部分には、ショーウィンドウや、人々が足を休めるカフェテラス等を設け、歩行者に快適さを与えるようにしましょう。また、休日や夜間の景観にも配慮しましょう。 ・外部建具は、重要な景観要素です。特にシャッターは、ショーウィンドウの内側に設置するか、または、建物内部が見えるようグリルシャッターを使用し、休日や夜間でも開放感や美観を与えるようにしましょう。法的規制によりグリルシャッターが設置できない場合には、大通公園と調和するよう、色彩・デザインの工夫が必要です。 ・車の出入口は、敷地条件など、やむを得ない場合を除き、大通公園に面して設置しないようにしましょう。
	外壁の色彩	●公園や周辺の建築物等との調和を図る。 ●あたたかみのあるものとし、派手な色彩を大面積で使用しないようにする。 ●なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。 【景観形成基準の説明】 ・外壁など大きな面積を占める部分の色彩は、公園や街路樹など周辺環境と調和するよう、淡く控えめであたたかみのあるものにしましょう。

建築物	外壁の素材	●汚れにくいものや変色しにくいものなど、美観を保持しやすい材質を使用する。 ●道路から見える側面も、正面と同様の仕上げとする。 【景観形成基準の説明】 ・汚れにくいものや変色しにくいものなど、美観の持続性を考慮した材質を使用しましょう。また、道路から見える側面についても、正面と同様の仕上げにしましょう。
	塔屋・屋上設備等	●塔屋・屋上設備等は、道路から見えない位置に配置するよう努める。※運用基準(P67)参照 ●道路から見える位置に配置された屋上設備等は、壁面と調和したルーバー等で目かくしをする。 【景観形成基準の説明】 ・屋上の階段室や高架水槽等の設備類は、建築物本体の美観や周囲の景観を考慮し、道路から直接見えない位置に設置しましょう。 ・道路から見える位置に屋上設備を設置する場合には、壁面と調和した色彩・デザインのルーバー等で目かくしをするなど、工夫が必要です。やむを得ず道路から見える壁面に、露出する配管や空調等の付属設備を取り付ける場合も、同様に目立ちにくくしましょう。
建築物・屋外広告物以外の工作物	外構	●道路に面したオープンスペースは、植栽を施すとともに、開放的なつくりとなるよう努める。 ●フェンスや石垣等の外柵類は、道路境界から後退させるとともに、その後退部分は、緑化に努める。 【景観形成基準の説明】 ・道路に面したオープンスペースは、歩行者にうるおいとやすらぎを与えるため、緑化し、開放的なつくりにしましょう。フェンス・石垣等を設ける場合には、道路境界から後退させ、その後退した部分に植栽等を行いましょう。
	駐車場	●屋外駐車場は、道路側に植栽するなど、景観に配慮する。 ●車の出入口は、やむを得ない場合を除き、公園に面して設置しない。 【景観形成基準の説明】 ・屋外駐車場は、大通の景観に配慮するため、道路側に植栽等を行いましょう。 ・車の出入口は、敷地条件など、やむを得ない場合を除き、公園に面して設置しないようにしましょう。
	その他	●自動販売機類は、公園に面して設置しないよう努める。 【景観形成基準の説明】 ・自動販売機類を設置する場合には、建築物等の設計段階から設置場所の工夫や大通公園に配慮した色彩計画を行うなど、美観の維持に努めましょう。

景観条例に基づく景観形成基準

●広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは移転

屋外広告物	共通	●原則として、ビルの名称を表示するものなど、自家用に供するもののみとし、位置・規模・色彩等は、建築物全体のデザインと調和するよう配慮する。※運用基準(P68)参照 ●発光を伴うものは、動光等の変化をしないものとする。 ●色彩は、多色やけばけばしいものを使用しない。 【景観形成基準の説明】 ・屋外広告物は、建築物等と同様に重要な景観要素であり、街のランドマークとして市民に意識されるものです。機能上、人目をひくために、けばけばしい色彩やオーバーデザインになりやすいものですが、企業のイメージアップにつながるよう、色彩・デザイン等の工夫が必要です。 ・大通の風致を維持し、建築物全体のイメージを損なわないようにするため、建築物等を設計する段階で、広告物の位置やスペースを確保し、規模・色彩・デザイン等の計画を行いましょう。 ・屋外広告物は小規模なものとし、ビルの名称を表示するものなど、自家用に供するもののみとし、営利を目的とする他家用広告物は設置しないようにしましょう。 ・発光を伴う屋外広告物は、動光等の変化をしないものとしましょう。 ・多色やけばけばしい色彩は、使用できません。

大通地区

屋外広告物

屋上広告物

●原則として、建築物1棟につき1か所とする。
●建築物と比べて極端に大きくならないよう、建築物との調和に十分配慮する。※運用基準(P68)参照
注)大通地区景観保全型広告整備地区の指定(令和6年3月1日施行)により、屋外広告物条例上、屋上広告物は設置できなくなりました。

【景観形成基準の説明】
- 大通の景観や建築物の美観を考慮し、屋上広告物は、建築物1棟につき1か所としましょう。
- 建築物とのバランスを考慮し、極端に大きな規模(面積・高さ等)にならないようにしましょう。
- 下地となる骨組みが露出していると、建築物との一体感が失われ、景観上好ましくありません。広告物あるいは外壁等と同色、同材で囲うなどの工夫が必要です。

壁面広告物

●必要最小限の数・面積とし、建築物の形態や外壁の色彩等と調和のとれたものとする。※運用基準(P68)参照
●窓面広告物は、ショーウィンドウ内を除き、原則として表示しない。

【景観形成基準の説明】
〈壁面広告物〉
- 壁面に表示する広告物は、必要最小限の数・面積とし、建築物のイメージを損なわないよう、また、周囲の景観の向上に寄与するよう、色彩・デザイン等に配慮しましょう。

〈窓面広告物〉
- 窓は、建物デザインの重要な要素です。窓面に大きな文字を掲出したり、ポスター類を貼ると、建物の美観が損なわれます。ショーウィンドウ内を除き、窓面には広告を掲出しないようにしましょう。

突出広告物

●敷地内にまとめて共同表示するよう努める。※運用基準(P68)参照
●文字等の色彩は、派手なものを使用せず、基調となる色を統一するよう努める。

【景観形成基準の説明】
- 外壁から突出するそで付き広告物は、大通公園へと連続する開放的な空間をつくるため、道路へ突き出さず、敷地内に1か所にまとめて共同表示しましょう。
- 下地や文字等の色彩は、派手なものを使用せず、基調となる色を統一し、建築物や周囲の景観と調和させましょう。

法に基づく景観形成基準に係る運用基準

建築物

位置

●壁面後退は、低層部分では3メートル以上とするよう努めるとともに、1階部分のみ後退させる場合の軒高は、3メートル以上とする。

【運用基準】
- 壁面後退(低層部分のみの場合を含む。)が3メートル以下であっても、敷地内(大通公園側)に、敷地の間口に3メートルを乗じて得られる面積以上の有効空地が存在する場合には、3メートルの壁面後退を行ったものとみなすことができる。ただし、この場合における壁面後退の最短部分は、原則として、1.5メートル以上なければならないものとする。

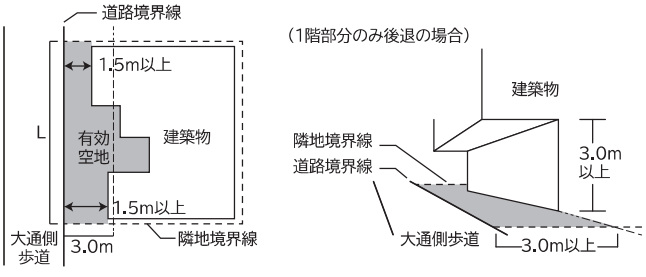

:有効空地 3.0m×L(m)に相当する面積以上。ただし、壁面後退は1.5m以上。

規模

●小規模な敷地に計画する建築物は、隣接する建築物等との共同化を図るよう努める。

【運用基準】
- 建築物の間口は、15メートル以上を目安とする。

塔屋・屋上設備等

●塔屋・屋上設備等は、道路から見えない位置に配置するよう努める。

【運用基準】
- 道路から見える塔屋の外壁は、建築物本体の正面の外壁と同様の色彩・材質とする。

景観条例に基づく景観形成基準に係る運用基準

屋外広告物	共通	●原則として、ビルの名称を表示するものなど、自家用に供するもののみとし、位置・規模・色彩等は、建築物全体のデザインと調和するよう配慮する。 【運用基準】 ・けん垂幕の新設、増設は、認めない。
	屋上広告物	●建築物と比べて極端に大きくならないよう、建築物との調和に十分配慮する。 注）大通地区景観保全型広告整備地区の指定（令和6年3月1日施行）により、屋外広告物条例上、屋上広告物は設置できなくなりました。 【運用基準】 ・高さ（脚の長さを含む）は、建築物の高さの2分の1以下で、かつ、20メートル以下を目安とする。 ・表示面積は、180平方メートル以下で、1面当たり面積が60平方メートル以下であることを目安とする。
	壁面広告物	●必要最小限の数・面積とし、建築物の形態や外壁の色彩等と調和のとれたものとする。 【運用基準】 ・表示面積は、取付壁面の4分の1以下で、かつ、25平方メートル以下を目安とする。
	突出広告物	●敷地内にまとめて共同表示するよう努める。 【運用基準】 ・設置箇所は、建築物の1面につき1か所とし、表示面積は40平方メートル以下で、1面当たりの面積が20平方メートル以下であることを目安とする。 ・突出幅は、取付壁面から1メートル以下を目安とする。なお、道路境界を越える突出は、原則として認めない。 ・可動看板等を道路区域内に設置することは認めない。

＜風致地区の許可申請について＞

●大通地区は、都市計画法に基づく地域地区の一種である「風致地区」（第1種及び第4種）に指定されています。

●風致地区内では都市計画法に基づく「札幌市緑の保全と創出に関する条例」により、建築物の建築を行う場合には許可が必要です。許可申請に係る詳細については、建設局みどりの管理課までお問い合わせください。

＜景観保全型広告整備地区における屋外広告物の許可について＞

●大通地区は、札幌市屋外広告物条例に基づく「景観保全型広告整備地区」に指定されています。（令和6年3月1日施行）

●この地区内で屋外広告物に関する行為を行う場合は、景観計画重点区域の基準だけでなく、屋外広告物条例に基づく許可基準等もご確認ください。

●この地区では、屋外広告物許可申請の前に、景観条例に基づく届出を行ってください。屋外広告物条例に基づく許可申請を行う際、「札幌市景観計画重点区域内行為審査結果通知書」が添付書類として必要となります。屋外広告物の許可申請は中央区土木部維持課に行ってください。

＜法に基づく届出と景観条例に基づく届出について＞

●大通地区では、建築物等の新築にあわせて屋外広告物に係る届出行為を行う場合は、「法に基づく届出」と「景観条例に基づく届出」の両方の届出を行ってください。届出の際は、「景観計画区域行為届出書」と「札幌市景観計画重点区域内除却等届出書」の両方を提出してください。詳細は、「景観法及び札幌市景観条例に係る届出の手引き」をご確認ください。

札幌駅前通北街区地区

街並みの目標像

1. 都市形成の歴史を活かした統一感のある街並み
2. 歩いて楽しいにぎわいを感じる街並み
3. 様々な活動による新たな都市文化を感じる街並み
4. メインストリートとして品格のある街並み



景観形成方針及び景観形成基準

良好な景観の形成に関する方針		景観形成基準
街並みの目標像	建築物等の整備の指針	
❶都市形成の歴史を活かした統一感のある街並み	1-1 **札幌駅前通の景観特性に配慮する** 札幌駅前通は、都心の格子状の道路のなかでも、ゆとりのある幅員と、3列の並木による豊かな緑が特徴となっている。また、沿道の建築物の高さがほぼ道幅に近いスケールでそろっており、風格を感じさせる街並みの壁面が形成されている。こうした景観要素により、札幌駅前広場からの見通し景（ビスタ）が効いた統一感のある通りとなっている。 ビスタの効いた通りは、連続性のある強い印象を与える一方で、単調になりがちな面もあるが、札幌駅前通では、道庁赤レンガをアイストップとしたイチョウ並木をはじめ、一定の間隔で道路が交差することにより視界が開け、景観の変化を味わうことができる。 今後、土地利用が高度化し、新たなスカイラインが形成されていくことが考えられるが、街並みの統一感や辻ごとの変化を大切にすることが必要である。	●中高層部の壁面位置の連続性に配慮した形態意匠とする。
		●街区の角に位置する建築物は、隅切り部のオープンスペースの設置や両方の通りに向けた正面づくりなど、街角の印象を高めるよう配慮した形態意匠とする。
	1-2 **落ち着きある色彩計画により、周辺との調和に配慮する** 札幌駅前通の街並みは、落ち着いた色調の建築物からなり、通りには道庁赤レンガを意識した素材や色の使用も見られる。こうした色彩、素材の特徴や、建築物の高さと道幅とのバランスがとれた通りの囲われ感を活かし、周辺と調和した落ち着きのある色彩計画とすることが大切である。	●建築物等は、「色彩景観基準」札幌の景観色70色と、その近似色（「限界色票」※参照）とし、周辺との調和に配慮した色彩計画とする。 ただし、れんがや札幌軟石などの自然素材を調色せず使用する場合はこの限りでない。 ※「限界色票」は令和8年11月より「近似色の範囲」に名称変更
		●建築物の表情に変化を与えるアクセントカラーは、低中層部で使用し、色数や面積を抑える。

良好な景観の形成に関する方針		景観形成基準
街並みの目標像	建築物等の整備の指針	
❷ 歩いて楽しいにぎわいを感じる街並み	2-1 **低層部は、連続したにぎわいが感じられるよう配慮する** 歩行者の目線に触れやすい低層部の表情は、にぎわい感がある街並みを形成するうえで重要な役割を果たす。 低層部に商業・飲食施設などを配置する場合は、建築物内部のにぎわいを感じられるよう、開放性を演出することが大切である。一方、業務施設等は営業時間外に閉鎖的にならないよう、通りの連続したにぎわい感の演出が求められる。 また、街並みのにぎわい感には夜間の演出も重要である。札幌駅前通では、地下歩行空間のスルーホールの暖色系の光や冬期間のイルミネーションにより、楽しく歩ける環境が整えられている。沿道の建築物においても、これらと協調しながら夜間景観を演出することが必要である。 低層部の連続性、開放性や夜間景観の演出によって、時間帯を問わず、にぎわいが感じられるよう配慮することが大切である。	●建築物の2階以下で分節化し、低層部は周辺との連続性に配慮した形態意匠とする。 ●低層部に設ける開口部は、開放性の確保やショーウィンドウの設置など、機能に応じて配慮した形態意匠とする。 ●ショーウィンドウなど開口部から発せられる光、壁面やオープンスペース等の照明により、昼とは異なる魅力的な夜間景観の創出に努める。また、落ち着きのある光や建築物の素材等を活かした照明計画に配慮する。 ●自動車の出入口は、札幌駅前通に面して設置しない。ただし、障がい者用の駐車スペース等はこの限りでない。
❸ 様々な活動による新たな都市文化を感じる街並み	3-1 **オープンスペースを活用し、様々な活動が行われるよう配慮する** 都市の魅力は、街並みや建築物等の美しさだけではなく、訪れた人々がまち歩きをしたり、休憩、読書や軽食をしたり、人の流れや動きを楽しんだりといった様々な活動の展開により、豊かな時間を過ごせることからもつくられていく。 人々のまちなかでの様々な活動により、新たな都市文化が育まれるよう、道路と建築物の中間領域にオープンスペースを設け、演出することが大切である。	●イベントやオープンカフェなど、にぎわいや憩いの場として活用されるよう、札幌駅前通に面してオープンスペースの設置に努める。 ●オープンスペースが魅力的に活用されるよう、植栽、意匠に配慮されたベンチ、日よけや移動式ワゴン等の設置に努める。 ●オープンスペースの舗装は、歩道と調和するよう仕上げるとともに、段差を生じないものとする。

札幌駅前通北街区地区【街並みづくりの手引き】

札幌駅前通北街区地区については、以下の内容を解説した手引きをご用意しています。

1. 札幌市景観計画における「景観計画重点区域」について
   「街並みの目標像」、目標像を実現するための「建築物等の整備の指針」、指針を達成するための「行為の制限」の解説
2. 札幌市と沿道の地権者・テナントのみなさんが共有する「街並みづくりにおいて配慮すべき事項と参考例」
3. 景観計画以外の「街並みづくりに関するルール」
   「地区計画」や「景観保全型広告整備地区」のルールの解説

※この手引きはホームページからダウンロードできます。詳しくは、地域計画課までお問い合わせください。



札幌駅前通北街区地区

良好な景観の形成に関する方針		景観形成基準
街並みの目標像	建築物等の整備の指針	
❹ メインストリートとして品格のある街並み	4-1 **品格ある街並み形成のため、質の高い形態意匠とするよう配慮する** 札幌駅前通は、札幌の玄関口である札幌駅前広場からのメインストリートであり、この通りの景観は、札幌のイメージに及ぼす影響が大きい。品格ある街並みを形成していくために、札幌駅前通沿道及び札幌駅前広場に面する建築物等の形態意匠の質を高めることが重要である。 このため、札幌駅前広場からの広がり感や空間の連続性に配慮するとともに、目新しさや話題性を形態意匠の拠りどころとせず、経年変化にも陳腐化しない形態意匠とすることが大切である。	●建築物等は、周囲と調和しない他の文化様式の模倣や疑似素材の使用をせず、質の高い形態意匠とするものとする。
		●札幌駅前広場に面する建築物は、中高層部の圧迫感の軽減や、隣り合う建築物等とのスカイラインの連続性に配慮する。
	4-2 **広告物は、街並みの品格を損なわないよう掲出方法に配慮する** 広告物は、施設の案内誘導等や街並みのにぎわいを演出する役割をもつ一方、掲出方法によっては乱雑な印象を与えるおそれがある。 このため、街並みの品格を損なわないよう、広告物の掲出方法に配慮することが大切である。	●ショーウインドウ等の内部の掲出物は、質の高いデザインとするよう配慮する。また、窓等のガラス面の内部には広告物を掲出しない。
	4-3 **無機質になりがちな付帯設備等は、形態意匠や位置等に配慮する** 塔屋・屋上設備等は、必要な機器である一方、その形態意匠は無機質になりがちである。また自動販売機は、設置位置によって乱雑な印象を与える。 このため、これらの付帯設備等は、本体建築物と一体となるように形態意匠や設置位置に配慮することが大切である。	●塔屋・屋上設備等は、札幌駅前広場及び前面道路から直接見えない位置に配置する。やむを得ず前面道路から直接見える位置となる場合は、建築物の壁面と一体となった目隠し等を設ける。この場合、目隠し等の高さは10メートルを超えないものとする。
		●自動販売機等は、建築物と一体となるように設置するとともに札幌駅前広場及び札幌駅前通に正面を向けて設置しない。
	4-4 **景観の維持管理に努める** 良好な景観の形成には、建築当初の質の高さを維持していくことが必要である。このため、建築物や敷地内の植栽等を、適切に管理することが求められる。 また、建築物除却後の更地は、廃れた印象を与えないよう、適切に維持管理を行うよう努めることが大切である。	●より良い景観形成のため、土地所有者等は周辺と協調して、土地・建築物の維持管理に努める。

屋外広告物の届出について

●札幌駅前通北街区地区は、札幌市屋外広告物条例に基づく「景観保全型広告整備地区」に指定されています。
●この地区内で、「屋外広告物に係る届出行為のみ」を行う場合、屋外広告物条例に基づく許可申請を行うことで、景観計画重点区域の届出を行ったものとみなし、届出は不要です。
●屋外広告物の許可基準等をご確認のうえ、中央区土木部維持課に許可申請を行ってください。

札幌駅南口地区

景観形成方針

1. 緑豊かで四季の彩りにあふれる街
2. すべての人に開かれた、魅力的で活気とやすらぎのある街
3. 文化のかおり高い、美しく洗練された空間を共有できる街



法に基づく景観形成基準

●建築物等の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更
●土地の形質の変更 ●樹木の伐採又は植栽

広場の演出		●駅前広場は、活気とやすらぎに満ちた人の広場として、出会い・集い・語らい・憩い・楽しむことができるよう演出する。 【景観形成基準の説明】 ・駅前広場は、広々とした開放感に満ちたオープンスペースです。広場から見える空はより美しく、緑を感じ、四季を通して賑わいやうるおいを感じられるようにしましょう。また、楽しさの発信拠点として、駅前広場へ行くこと自体が目的となるような魅力ある空間にしていきましょう。 ・駅前広場では、市民や企業や街を訪れる人の新しい交流の場、情報発信の場として、多様なニーズに応えられるようにしましょう。 ・新たな都市文化を生み出すよう、季節ごとの特色を生かした取り組みや芸術活動・文化活動に活用していきましょう。
建築物等	敷地・緑化計画	●駅前広場からの空間の連続性を重視し、歩行者の視線レベルにある建築物の低層部の開放感を演出し、ゆとりある歩行者空間を創出するよう、建築物等の配置に配慮する。 【景観形成基準の説明】 ・低層部の壁面線を道路境界から後退させて歩道と一体的なオープンスペースをつくりだし、夏も冬も快適な歩行者空間を確保しましょう。 ・隣接する建物と連続したオープンスペースやポケットパークは、憩いの空間を効果的に演出し、広場や通り・仲通りに魅力的なアクセントとなります。 ・街角は視線が集まり、注目される場所です。角地にはゆとりのある魅力的な演出をしましょう。
		●歩行者にうるおいとやすらぎを与えるよう、敷地内には植栽や花壇等を設け、緑化に努める。特に道路側のオープンスペースは、緑化修景に配慮し、建築物等との調和を図る。 【景観形成基準の説明】 ・歩行者から見た植栽の配置や歩きやすさに配慮しましょう。 ・駐車場等のサービス施設周辺は積極的に緑化修景に努めましょう。
		●街区全体に緑があふれるよう、オープンスペースの緑化の他、屋上や壁面等への立体緑化にも努める。 【景観形成基準の説明】 ・屋上や壁面への緑化、窓辺やデッキ等での緑の演出により、街の表情を豊かにしましょう。
		●四季の彩りを演出するよう、植栽の種類や配置に配慮する。 【景観形成基準の説明】 ・樹種の組み合わせやその配置等を工夫すると季節感を強く感じることができるようになります、また、高木や樹木を寄せ植えをするとシンボル性が増し、木陰も生まれ、人々が憩える場所になります。

札幌駅南口地区

建築物等	形態	●駅前広場からの広がり感を演出するよう、中高層部の圧迫感の軽減や、隣り合う建築物等とのスカイラインの連続性に配慮する。 【景観形成基準の説明】 ・壁面の後退や、立面の分節化などにより、圧迫感を軽減しましょう。 ・軒の高さをそろえるなどデザイン的に連続感をもたせることにより、スカイラインを美しく表現しましょう。
		●駅前広場からの空間の連続性を図るよう、隣り合う建築物の低層部の軒高、壁面線、敷地際のしつらえに配慮する。 【景観形成基準の説明】 ・周辺の建築物と低層部の軒高や外壁の形態 素材を合わせるなど、空間の連続性を演出しましょう。 ・隣合う建築物との間に狭い隙間が生じた場合は、そで壁等目かくしで目立たないようにしましょう。 ・歩道や連続するオープンスペースとの敷地際のしつらえに配慮しましょう。
		●歩行者が楽しさとやすらぎを感じられるよう、低層部にはショーウィンドウ・カフェテラス・レストラン等の設置に努める。 【景観形成基準の説明】 ・おしゃれで楽しさあふれるウィンドウディスプレイは人の心をひきつけ、広場や通り・仲通りから見えるカフェテラス・レストラン等は、人々が足を休ませ、街の風景をつくりだします。
		●歩行者が文化・芸術にふれられるよう、低層部にはギャラリー・モニュメント・オブジェ等の設置に努める。 【景観形成基準の説明】 ・広場は、未来に飛躍する札幌をイメージし、駅前通の並木の連続性や札幌の玄関口としてのゲート性を表すようデザインされています。設置されるアートやストリートファニチャー等は、広場からのつながりや広がりを大切にデザインしましょう。
		●低層部の開放感を演出し、閉店後でも歩いて楽しくなるようしつらえる。 【景観形成基準の説明】・ショーウインドウ等は閉店後もライトアップするなどの配慮をしましょう。
		●歩行者空間は、四季を通してすべての人が移動しやすいよう、形態や材質、段差解消等に配慮する。 【景観形成基準の説明】 ・歩行者空間は、車椅子でも移動しやすいよう緩やかなスロープでつなぎ、また、歩行面は滑りにくい仕上げにしましょう。 ・車の出入口は、歩行者動線に配慮した位置になるよう設置しましょう。
		●目新しさや話題性でデザインするのではなく、時間とともに建築物等の味わいを深め、社会環境の変化に対応できるようなデザインにする。 【景観形成基準の説明】・華美な装飾は避け、飽きのこない持続可能なデザインを目指しましょう。
		●窓等のガラス面には、広告物等を掲出しない。ただし、ショーウィンドウや掲示スペースとして計画的に確保されているなど、良好な景観を損なわないものは除く。 【景観形成基準の説明】・ガラス等の透明感のあるものは、その美しさを損なわないようにしましょう。
	外壁の色彩・材質	●外壁の色彩は、周囲との調和や、連続する街並みに配慮する。 ●外壁のアクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方をする。 ●外壁の材質は、駅前広場や通りの質感・素材感との調和を心がけ、汚れの目立たない工夫をする。 ●なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。 【景観形成基準の説明】 ・外壁の色彩は、自然環境との調和に配慮し、周囲の樹木の緑の彩度を超えない範囲にしましょう。また、緑や雪に調和するよう、できるだけ明るいトーンにし、広場や通り・仲通りとの調和を図りましょう。中高層部は、低層部よりも高明度・低彩度に調整しましょう。

建築物等	塔屋・附帯設備等	●駅前広場や通りから見えないように計画する。 ●縮小・集約化等を図り、建築物等と一体的になるよう計画する。 ●スカイラインを乱さない形状とする。 【景観形成基準の説明】 ・塔屋、屋上設備、倉庫、ごみ集積場等は、できるだけ建築物本体と一体的に計画しましょう。駅前広場や通り、仲通りから見える位置に計画する場合は、壁面と一体にデザインされた目かくし等で建築物等との調和を図りましょう。
	夜間景観	●夜の歩行空間を演出する照明装置やショーウィンドウ等の活用により、昼とは異なる魅力的な夜間景観の創出に努める。 【景観形成基準の説明】 ・建築物の形態や外壁の素材・装飾等、その特徴を生かした照明計画に努めましょう。 ・暖かみのある照明で演出しましょう。 ・光源が直接見えないよう間接照明にしましょう。
	仮設物等	●仮囲いやバリケード等の工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。 ●なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。 【景観形成基準の説明】 ・仮囲い等は、歩行者の安全に配慮するための一時的なものですが、殺風景になりやすく、また、歩行者にとって目に付く存在です。建築物等と同様の配慮をし、工事中の美観保持に努めましょう。
	自動販売機	●自動販売機類は、建築物等と一体的になるよう計画する。なお、駅前広場や駅前通に面して設置しない。 【景観形成基準の説明】・設置場所の工夫や周囲の美観に配慮した色彩計画を行うなど、周辺との調和を図りましょう。
景観の維持管理		●土地・建物所有者等と行政は、協働でより良い景観の形成と維持管理に努める。 【景観形成基準の説明】 ・公共性が高い空間として、この地区に関わるすべての人がそれぞれの役割に応じて、協力、連携しながら、景観の維持管理を進めましょう。

景観条例に基づく景観形成基準

●建築物等の除却

建築物等	仮設物等	●仮囲いやバリケード等の工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。 ●なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。 【景観形成基準の説明】 ・仮囲い等は、歩行者の安全に配慮するための一時的なものですが、殺風景になりやすく、また、歩行者にとって目に付く存在です。建築物等と同様の配慮をし、工事中の美観保持に努めましょう。
景観の維持管理		●土地・建物所有者等と行政は、協働でより良い景観の形成と維持管理に努める。 【景観形成基準の説明】 ・公共性が高い空間として、この地区に関わるすべての人がそれぞれの役割に応じて、協力、連携しながら、景観の維持管理を進めましょう。

屋外広告物の届出について

●札幌駅南口地区は、札幌市屋外広告物条例に基づく「景観保全型広告整備地区」に指定されています。
●この地区内で、「屋外広告物に係る届出行為のみ」を行う場合、屋外広告物条例に基づく許可申請を行うことで、景観計画重点区域の届出を行ったものとみなし、届出は不要です。
●屋外広告物の許可基準等をご確認のうえ、中央区土木部維持課に許可申請を行ってください。

札幌駅北口地区

景観形成方針

1. 緑豊かで、四季の彩りを生かした街
2. すべての人に開かれた、やさしく魅力的で活気にあふれる街
3. 文化のかおり高く、やすらぎのある空間を共有できる街



法に基づく景観形成基準

●建築物等の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更
●土地の形質の変更 ●樹木の伐採又は植栽

建築物等	敷地・緑化計画	●歩行者の視線レベルにある建物の低層部を開放的に計画し、ゆとりある歩行者空間が得られるよう、建築物等の配置に配慮する。 【景観形成基準の説明】 ・低層部の壁面線を道路境界から後退させて、歩道と一体的な空地をつくりだし、夏も冬も快適な歩行者空間を確保しましょう。 ・街並みを重視し、建物の連続性に配慮しましょう。 ・隣接する建物と連続した空地や*ポケットパーク等は、通りの魅力的なアクセントとなります。 *ポケットパーク：街なかにあるちょっとした憩いの空間 ・街角は多くの人が行き交い、目につきやすい大切な場所です。街角空間にはゆとりと美しさを感じられるようなデザインを心がけましょう。
		●うるおいとやすらぎが得られるよう、敷地内には植栽や花壇等を設け、道路側の空地は、地区周辺の緑と連続した緑化に努める。 【景観形成基準の説明】 ・周辺にある創成川や北大の緑につながるように、道路沿いの空地を植栽するなど、心地よい連続した緑化に配慮しましょう。 ・住宅では庭園計画や植木鉢の設置等、植栽に配慮しましょう。 ・駐車場や附属施設等の周囲は積極的に緑化修景に努めましょう。
		●街区全体に緑があふれるよう、屋上や壁面等への立体緑化にも努める。 【景観形成基準の説明】 ・街路樹や空地の緑化だけでなく、屋上・壁面・窓辺の緑化等によって、街の表情を豊かにしましょう。
		●四季の彩りが楽しめるよう、植栽の種類や配置に工夫し、建築物等との調和を図る。 【景観形成基準の説明】 ・樹種の組み合わせやその配置等の工夫によって、折々の季節感を感じることができます。また、樹木を寄せ植えすると街並みの象徴性が増し、木陰も生まれ、人々の憩いの場となります。
	形態	●中高層部の圧迫感を軽減し、隣り合う建築物等とのスカイライン・低層部の軒高・壁面線等の連続性や敷地際のしつらえに配慮する。 【景観形成基準の説明】 ・中高層部の壁面線を低層部より後退（＝立面の分節化）させること等によって、圧迫感を軽減することができます。 ・通りに面する部分の軒の高さをそろえ、立面を分節化するなど視覚的な連続性をつくることによって、建物と空との境界線を美しく見せることができます。また、低層部の外壁の形態や素材は周辺との調和を図り、視覚的に連続するよう心掛けましょう。 ・隣り合う建物間に狭い隙間が生じる場合は、そで壁や植栽等の目かくしで街並みが連続するようにしましょう。

建築物等	形態	●低層部に開放感が得られるよう計画し、歩行者が休息できるベンチやカフェテラス等の設置に努め、歩いて楽しい空間を計画する。
		【景観形成基準の説明】 ・おしゃれで洗練されたウィンドウ装飾により、街を楽しく歩くことができます。通りに面した画廊・カフェテラス・レストラン等は、人々が足を休ませ出会い語らう居心地のいい街の風景をつくりだします。 ・造形作品やベンチ等を設置することによって、楽しく魅力的なゆとり空間が生まれます。歩行者動線に配慮して設置しましょう。
		●歩行者空間は、四季を通して移動しやすいよう、段差をつくらず、また、形態や材質等に配慮し、連続性を大切に計画する。
		【景観形成基準の説明】 ・歩行者空間は、車椅子でも移動しやすいように段差を解消し、歩行面は滑りにくい仕上げにしましょう。特に、歩道のデザインは連続性と調和に配慮しましょう。 ・車の出入口は、歩行者動線に配慮した位置に設置するようにしましょう。
		●歳月とともに建築物等が風格を増し、社会環境の変化に対応できるようなデザインにする。
		【景観形成基準の説明】 ・目新しさや話題性に惑わされず、派手な装飾は避け、飽きのこないデザインを目指しましょう。
		●窓等のガラス面には、広告物を掲出しない。
		【景観形成基準の説明】 ・ガラス面の内側から切文字を貼り付けたり、ポスター等でふさいだ窓等は見苦しいものです。透明感のあるガラス等は、その美しさを損なわないようにしましょう。ただし、ショーウィンドウや掲示場所として計画的に用意された場所等、良好な景観を損なわないものは除きます。
	外壁の色彩・材質	●外壁の色彩は、周囲との調和や、街並みに配慮する。 ●外壁のアクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方をする。 ●外壁の材質は、周囲の質感、素材感との調和を心がけ、汚れの目立たない工夫をする。 ●なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。
		【景観形成基準の説明】 ・外壁の色彩は、自然環境との調和に配慮し、周囲の樹木の緑の彩度を超えない範囲にしましょう。また、緑や雪に調和するよう、できるだけ明るい色調にし、調和を図りましょう。中高層部の色彩や材質に変化を持たせる場合は、低層部より高明度・低彩度にしましょう。
	塔屋・屋上設備・附属建築物等	●通りから見えないように計画する。 ●縮小・集約化等を図り、建築物等と一体的になるよう計画する。 ●建物自体のスカイラインを乱さない形状とする。
		【景観形成基準の説明】 ・塔屋、屋外設備、倉庫、ごみ集積場等は、建築物本体と一体で、平面的にも立面的にも突出しないように計画しましょう。やむを得ず通りから見える位置に計画する場合は、壁面と一体にデザインされた目かくし等で建築物等との調和を図りましょう。
	夜間景観	●昼とは異なる魅力的な夜間景観を計画するよう努める。
		【景観形成基準の説明】 ・建築物の形態や外壁の素材・装飾等、その特徴を生かした照明を計画しましょう。 ・雪の中でも暖かみのある照明を計画しましょう。 ・高輝度の光源が直接見えないようにするなど、環境に配慮した適切な照明を計画しましょう。 （参考：光害防止制度に係るガイドブック」平成13年9月 環境省、同省ホームページに掲載）

景観計画重点区域における景観形成基準

札幌駅北口地区

建築物等	自動販売機類	●自動販売機類は、街並みや空間の連続性に配慮し、建築物等と一体的になるよう計画する。なお、通りに面する場所に露出して設置しない。
		【景観形成基準の説明】 ・建物との調和や空間の連続性を損ない、設置場所によっては歩行者が円滑に通行できなくなるので、通りに面する場所に露出して自動販売機類を設置しないようにしましょう。 ・自動販売機類の設置を計画するときは、歩行の支障とならないよう敷地内に取り出し場所を設け、壁面と一体にデザインされた目かくしの設置やガラス越しに見せるなどにより、街並みや建築物等との調和を図ることができます。また、同時に設置する使用済容器回収箱についても、同様の配慮をしましょう。
	電線類	●美しい街並みに配慮し、電線や電柱等は地中化するよう努める。
		【景観形成基準の説明】 ・街並み景観を阻害している要因の一つに電線や電柱類があげられます。それらを地中化することによって、美しい街並みが形成されるだけではなく、安全で利用しやすい歩行者空間となります。
	仮設物等	●工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。 ●なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。
		【景観形成基準の説明】 ・仮囲いや臨時的な防護等は、歩行者の安全に配慮するための一時的なものですが、殺風景になりやすく、歩行者の目に付きやすいため、建築物等と同様に美観保持に努めましょう。
景観の維持管理		●土地・建物所有者等と行政は、協働でより良い景観の形成と維持管理に努める。
		【景観形成基準の説明】 ・公共性が高い空間として、この地区に関わるすべての人がそれぞれの役割に応じて、協力、連携しながら、景観の維持管理に努めましょう。

景観条例に基づく景観形成基準

●建築物等の除却

建築物等	仮設物等	●工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。 ●なお、色彩は、「色彩景観基準」に準じて行う。
		【景観形成基準の説明】 ・仮囲いや臨時的な防護柵等は、歩行者の安全に配慮するための一時的なものですが、殺風景になりやすく、歩行者の目に付きやすいため、建築物等と同様に美観保持に努めましょう。
景観の維持管理		●土地・建物所有者等と行政は、協働でより良い景観の形成と維持管理に努める。
		【景観形成基準の説明】 ・公共性が高い空間として、この地区に関わるすべての人がそれぞれの役割に応じて、協力、連携しながら、景観の維持管理に努めましょう。

屋外広告物の届出について

●札幌駅北口地区は、札幌市屋外広告物条例に基づく「景観保全型広告整備地区」に指定されています。
●この地区内で、「屋外広告物に係る届出行為のみ」を行う場合、屋外広告物条例に基づく許可申請を行うことで、景観計画重点区域の届出を行ったものとみなし、届出は不要です。
●屋外広告物の許可基準等をご確認のうえ、北区土木部維持課に許可申請を行ってください。